# 定 款

# **アルスス**電気株式会社

# 定 款

# 第1章 総 則

#### 第1条(商号)

当会社はアルプス電気株式会社と称し ALPS ELECTRIC CO., LTD. と英訳する。

#### 第2条(目的)

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 電子および電気機械器具、同部品ならびに同材料の製造販売
- 2. 情報通信機器、事務機器、精密機器、光学機器、医療機器、計測機器、 制御機器、発電用・送電用・配電用電気機器、産業用電気機器に使用 される部分品、部品および材料の製造販売
- 3. 自動車その他の輸送用機器に使用される部分品および部品の製造販売
- 4. 前各号に附帯する製造機械器具、製造装置および製造システムプラントの製造販売および賃貸
- 5. 前各号に附帯する製造技術および加工技術その他サービスの提供なら びに前各号に関連する知的財産の販売および実施許諾
- 6. 前各号に附帯する投資、調査、研究開発、コンサルティング、不動産 の賃貸借および管理、労働者派遣事業、有償職業紹介事業ならびに人 材開発に関する事業
- 7. 前各号に附帯する一切の業務

# 第3条(本店の所在地)

当会社は本店を東京都大田区に置く。

#### 第4条(機関)

当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3)会計監查人

#### 第5条(公告方法)

当会社の公告は電子公告により行う。

②事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることが できない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

# 第2章 株 式

#### 第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は5億株とする。

#### 第7条(自己の株式の取得)

当会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって 市場取引等により自己の株式を取得することができる。

#### 第8条(単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

# 第9条(単元未満株主の売渡請求)

単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元 株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当会 社に請求することができる。

②前項の請求があった場合において、当会社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。

#### 第10条(株式取扱規則)

当会社の単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱いは、 法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

#### 第11条(株主名簿管理人)

当会社は株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、 これを公告する。

# 第12条(基準日)

当会社は毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

②本定款に定めるもののほか、必要があるときは、あらかじめ公告して基準 日を定めることができる。

# 第3章 株 主 総 会

#### 第13条(招集)

当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

- ②総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締 役会長または取締役社長が招集する。
- ③総会の日時、場所および会議の目的たる事項は取締役会で定める。

# 第14条(議長)

株主総会は取締役会長または取締役社長が招集し、議長となる。取締役会 長および取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序 により他の取締役が招集し、議長となる。

#### 第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類 および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令 に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することによ り、株主に対して提供したものとみなすことができる。

#### 第16条(決議方法)

株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる 株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の 2以上をもって行う。

#### 第17条 (議決権の代理行使)

株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使 することができる。但し、総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提 出しなければならない。

#### 第18条(議事録)

株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める 事項については議事録に記載または記録する。

# 第4章 取締役および取締役会

#### 第19条(員数)

当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は18名以内とする。

②監査等委員である取締役は、7名以内とする。

#### 第20条(選任)

取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主 総会の決議によって選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分 の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③取締役の選任は累積投票によらない。
- ④補欠の監査等委員である取締役の予選が効力を有する期間は、選任後2年 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の 時までとする。

#### 第21条 (仟期)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された 監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任 期の満了する時までとする。

#### 第22条(取締役会)

取締役は取締役会を組織し、社務に関する重要事項を議決する。

#### 第23条(取締役会の招集権者および議長)

取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前に発する。但し、緊 急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役会長または取締役社長は取締役会を招集し、議長となる。取締役会 長および取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序 により他の取締役が招集し、議長となる。

#### 第24条 (代表取締役および役付取締役)

代表取締役は取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役 を除く。)の中から、選定する。

②取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を置くことができる。

### 第25条 (重要な業務執行の決定の委任)

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

#### 第26条 (取締役会の決議の省略)

当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第27条(報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産 上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、 株主総会の決議によって定める。

#### 第28条 (相談役)

当会社は相談役を置くことができる。相談役は取締役会の決議によって選 任する。

#### 第29条 (取締役の責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

# 第5章 監査等委員会

#### 第30条 (監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前に発する。 但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

#### 第31条(常勤監査等委員)

監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定する。

#### 第32条(監査等委員会規則)

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監 香等委員会において定める監査等委員会規則による。

# 第6章 会計監査人

# 第33条 (会計監査人の選任方法)

会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

# 第34条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったと きは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

# 第7章 計 算

# 第35条(事業年度)

当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第36条 (剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

#### 第37条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

②当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

#### 第38条(配当の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても なお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

# 沿革

昭和23年10月20日 制定 昭和26年2月16日 改正 昭和26年11月15日 改正 昭和29年5月4日 改正 昭和32年1月17日 改正 昭和33年11月29日 改正 昭和35年11月8日 改正 昭和36年3月3日 改正 昭和36年5月30日 改正 昭和36年11月30日 改正 昭和37年11月30日 改正 昭和38年11月30日 改正 昭和39年11月28日 改正 昭和42年11月28日 改正 昭和49年11月29日 改正 昭和55年6月27日 改正 改正 昭和57年6月29日 昭和61年6月27日 改正 昭和63年6月29日 改正 平成2年6月28日 改正 平成3年6月27日 改正 平成6年6月29日 改正 平成10年6月26日 改正 平成14年6月27日 改正 平成15年6月27日 改正 平成17年6月29日 改正 平成17年8月1日 改正 平成18年6月29日 改正 平成22年6月25日 改正 平成25年6月21日 改正 平成26年6月20日 改正 平成28年6月23日 改正